

競争入札参加資格審査申請書の手引

この申請手続きは、令和7年度に大樹町のすべての機関が発注する物品の購入、印刷物の製造及び物品の賃貸借（以下、「物品の購入等」という。）並びに測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料、道路清掃以外の委託業務（以下、「その他の委託業務」という。）に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと令和7年度の競争入札参加資格名簿に登載されます。

なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

※令和5・6年度の申請を行っている場合は、1年延長としますので、前回申請を行っていない新規の受付のみとなります。（令和8年度からは電子申請予定）

◎資格審査申請にあたっての留意事項◎

1 審査基準日

資格審査の基準日は、令和6年12月1日です。

2 資格要件

競争入札参加資格申請は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定(次に掲げる事項)に該当しない者であること。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産者で復権を得ない者

(2) 政令167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 消費税及び地方消費税、市区町村税を滞納している者でないこと。

(4) 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(5) 大樹町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者。

※ 申請にあたっては、競争入札参加資格審査申請書に記載してある誓約事項と申出事項を承知の上、提出して下さい。

3 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行っています。

申請書は、郵送による提出も可能です。ただし、受付期間内必着とします。

令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

受付時間 【午前】9:00～12:00 【午後】13:00～17:00

※ 申請時に申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合、書類の内容について説明を求める場合や再提出を求めることがありますので注意して下さい。

4 申請受付場所

〒089-2195

北海道広尾郡大樹町東本通33番地 大樹町役場総務課契約係

電話 (01558) 6-2111 (総務課直通) ※不明な点も同係にお問合せ下さい。

5 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和7年度まで（令和8年3月31日）です。

6 審査結果の通知

申請者に対する審査結果は、受理できないものについてのみ、後日ご連絡致します。

7 提出書類について

競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）の他に、次に掲げる書類を提出し申請して下さい。

※ 登記事項証明書、身分証明書、営業証明書、各納税証明書等は、申請受付時前3ヶ月以内に発行された最新のものを提出下さい。

(1) 法人の場合

	区 分	摘 要
1	登記事項証明書(写しでも可)	法務局の発行するもの。 (現在事項又は履歴事項全部証明書)
2	市町村税に滞納がないことの証明書(写しでも可)	市町村長の発行するもの。 申請者のほかに受任者がある場合は、その所在地の市町村税に滞納がないことの証明書も必要。
3	消費税に未納がないことの証明書(写しでも可)	税務署の発行するもの。
4	許認可等に関する証明(写し)	別表1業種別分類表上()書きで示した許可、免許、登録等を要する場合提出して下さい。
5	暴力団排除に関する誓約書	大樹町作成の別紙様式に記名、押印の上、提出ください。
6	その他町長が必要と認める書類	内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 個人の場合

	区 分	摘 要
1	身分証明書(写しでも可)	市町村長の発行するもの。
2	市町村税に滞納がないことの証明書(写しでも可)	市町村長の発行するもの。
3	消費税に未納がないことの証明書(写しでも可)	税務署の発行するもの。
4	許認可等に関する証明(写し)	別表1業種別分類表上()書きで示した許可、免許、登録等を要する場合提出して下さい。
5	暴力団排除に関する誓約書	大樹町作成の別紙様式に記名、押印の上、提出ください。
6	その他町長が必要と認める書類	内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合があります。

申請書類の作成要領

- ・入札参加資格審査申請（別記第1号様式）はこの作成要領に従って作成して下さい。
- ・申請年月日を忘れずに記入して下さい。
- ・本申請に使用する申請書は、大樹町以外の官公庁には使用できませんのでご注意ください。
- ・申請にあたって不明な点がありましたら担当係にお問合せ下さい。

1 申請者

- (1) フリガナの必要な欄は必ずフリガナを記入してください。
- (2) 「所在地」欄は、実際の所在地を記入して下さい。実際の所在地が登記と異なるときは、左上に「(現所在地)」と記入して下さい。
- (3) 実印を必ず押印して下さい。

2 受任者

- (1) 「受任者」とは、常時物品の購入等に係る契約を大樹町と締結する権限を有する本店以外の支店・営業所等をいいます。
- (2) 「契約を締結する権限」とは、社長から支店、営業所等の代表者に常時見積・入札・契約締結について委任されていることが必要です。
- (3) 「受任者の職氏名」欄は、当該支店・営業所等の代表者をいいます。

3 新規・継続の別

- (1) ~~現在の資格（令和5年度及び令和6年度）を得ている方は、「継続」を○で囲んで、前回受付番号を記入して下さい。（前回受付番号がわからない場合は記入しなくてもかまいません。）~~
- (2) 新規の方は、「新規」を○で囲んでください。

4 事務所の概要

- (1) 「資本金」欄は、現在の登記済の資本金を記入して下さい。（個人の場合は不要です。）
- (2) 従業員数は、代表者、本店、支店、営業所を含めた全員の人数を記入して下さい。

5 希望する営業の分類

- (1) 「大分類、中分類」欄は、登記簿（個人の場合は営業証明書）に記載してある業種のうち希望する業種の番号を別表1の業種別分類表に従い希望順に記入して下さい。
- (2) 「具体的取扱品目」は、実際に取り扱っている主な取扱品目を数点記入して下さい。
- (3) 「登記簿の記載番号」は、希望する営業の分類が登記簿上、どの項目に該当するか登記簿の目的欄の該当番号を記入して下さい。なお、個人の場合は記入不要です。

6 営業に必要な許可等

希望する営業の分類で、別表1の業種別分類表上の「備考」欄の（ ）書きで示した営業に関する許可等を要する場合において、別表2の営業許可等一覧表を確認の上、該当するところに○を付けてください。（営業許可等の写しを必ず添付してください。）

7 最近1年間の収支決算

- (1) 法人の方は、直前1事業年度分の決算を記入ください。
- (2) 個人の方は、令和5年度分の決算を記入してください。
- (3) 期間は収支決算を記載した期間を記入してください。
- (4) 決算のうち、「希望する営業の分類」に該当する業種の売上高を記入して下さい。

8 官公庁への主な契約・納入実績

希望する営業の分類に該当する、契約・納入実績のうち主たるものを契約の相手方により区分して記入してください。

別表1 業種別分類表

大分類	中分類	備考（営業に関する許可等）
1 産業用機械器具類	01 土木建設機械器具	特殊車両を含む
	02 農林業用機械器具	特殊車両を含む
	03 漁業用機器及び資材	20トン未満の船舶、船舶用品等
	04 設備用機器及び資材	空調設備等
	05 電気・通信機器及び資材	電気機器、電子計算機、パソコン、電気製品、照明器具、通信機器、電線等
	06 工作機械器具	
	07 印刷機器及び資材	事務用を除く
	08 建材類	畳、建具、表具、塗料、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー類
	09 原材料類	原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、コンクリート管等（採石業、砂利採取業登録）
	10 農林業用種苗薬品資材類	庭石、黒土等（肥料、農薬届出、動物医、薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定）
	11 工業薬品・火薬類	高圧ガス類（毒薬物登録）、（火薬類販売許可）
	12 機械修繕	
	13 その他産業用機械機具類	組立ハウス、焼却炉、コンテナ等
2 医療機器類	20 医療機器	（高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売届）
	21 医療用品類	（高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売届）
	22 医薬品	（医薬品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定）
	23 その他一般薬品資材類	許可、届出等の要しないもの 「医療用ベット、車椅子、放射線防護用品等」
3 教育研究用機器類	30 教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、模型、標本等
	31 理化学機器、計測器及び資材	光学機器、実験機器、分析機器、計測用計器、気象用計器、音響測定器等（計器類販売届）
	32 図書及び定期刊行物	地図類の販売含む
	33 運道具	体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等
	34 動物	モルモット、鳥、魚、虫類等（家畜商許可）
	35 その他教育研究用機器類	美術工芸品、額縁、教材用CD、フィルム等
4 事務用機器類	40 事務用機器	事務機器、OA機器、複写機等
	41 家具、調度品	木製・鋼製家具、黒板、じゅうたん等
	42 文具、用紙類	文房具、印章、紙類等
	43 写真類	カメラ、写真用品、DPE等
	44 複写類	青写真等
	45 製本	
5 両用品類 車両・車	50 自動車	
	51 自転車、その他車類	
	52 車両用品	車両部品を含む
	53 車両修繕	（工場認証・認定・指定）

大分類	中分類		備考（営業に関する許可等）
6 ・ 油脂 燃料 類	60	車両燃料	船舶用を含む。（石油販売届、揮発油登録） LP ガスを含む。（石油販売届、液化石油ガス登録）
	61	暖房燃料	
	62	その他油脂類	
7 皮革 類 被服 ・ 繊維	70	被服類	軍手、ゴム製品を含む 洋品、服地、ウエス、業務用テント、シート、ロープ、マット等
	71	寝具類	
	72	靴鞆類	
	73	その他一般繊維皮革類	
8 その 他	80	保安消防器材	標識類、交通安全施設、避難設備等 トロフィー、楯、のぼり、どんちょう、腕章等
	81	記章・プレート・旗類・広告用品	
	82	看板類	茶類を含む。（食品販売業登録、食品衛生営業許可、米穀卸小売業登録）
	83	時計・貴金属類	
	84	食料品類	厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む。 ワックス類、洗剤類、袋類等 電話消毒器、ビニール加工製品等
	85	金物・陶磁器類	
	86	日用雑貨	
	87	洗たく	
88	その他の物品		
9 百貨 店	90	百貨店	デパート、総合商社
1 0 の 製 造 印 刷 物	100	平版印刷	一般の印刷 連続帳票、OCR、OMR等
	101	フォーム印刷	
	102	地図印刷	凸版印刷、凹版印刷、スクリーン印刷、カード印刷等
	103	その他の印刷	
2 0 の 賃 貸 借 物 品	200	複写機	パソコン及び周辺機器含む （（自家用自動車有償貸渡許可））
	205	電子計算機	
	250	自動車	
3 0 の 委 託 業 務 其 他	301	各種清掃・点検・保守・管理業務	（申請業種に係る許可、認可、登録等） 産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬、再生処理業務を含む （申請業種に係る許可、認可、登録等） （申請業種に係る許可、認可、登録等）
	302	産業廃棄物の処理業務	
	303	各種調査・研究業務	
	304	その他委託業務	

別表2 営業許可等一覧

営業に関する許可等	略称	営業に関する許可等	略称
採石業者登録	採石	家畜商免許	家畜
砂利採取業者登録	砂利	指定自動車整備事業指定	指定
火薬類販売営業許可	火薬	優良自動車整備事業者認定	認定
肥料販売業務開始届	肥料	自動車分解整備事業認証	認証
農薬販売届	農薬	揮発油販売業者登録	揮発油
液化石油ガス販売事業登録	ガス	石油（製品）販売業開始届	石油
毒劇物販売業登録	毒劇物	食品行商（販売業）登録 食品衛生法営業許可	食品
高度管理医療機器等販売業許可 管理医療機器販売業届 （医療用具販売業届）	医療	米穀の出荷又は販売事業開始届 （卸売業・小売業届出）	米穀
薬局開設許可 医薬品販売業許可	医薬	運輸局許可書 （自家用自動車有償貸渡許可）	運輸
麻薬卸（小）売業者免許	麻薬	産業廃棄物収集運搬業許可 産業廃棄物処分業許可	産廃
覚せい剤原料取扱者指定	覚せい		
動物用医薬品販売業許可	動物薬		
特定計量器販売事業届	計量		